



市政記者クラブ加盟社 各位

介護保険給付における高額介護サービス費算定誤りについて

介護保険給付における高額介護サービス費について、算定の誤りがあったため、その内容についてお知らせします。

1 概要

他の自治体において、感染症法や障害者自立支援法等の適用を受ける公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定に際し、システム設定の誤りにより過少給付が行われていた事例があり、国から全国の自治体に対し調査指示があったことから、本市においても同対象者について検証を行ったところ、同様の誤りにより過少給付が行われていたことが判明したものです。

2 誤りの原因等

要介護認定を受けている被保険者で公費負担医療の対象となる方が、公費負担対象となる介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション等）を利用した場合、1月分の高額介護サービス費利用者負担額を算定する際、介護サービス利用者負担額に公費負担医療利用者負担額を合算すべきところ、システムベンダーの認識誤りによる、システムの設定誤りが発生し合算されず、介護サービス利用者負担額のみで算定することとなったもので、国の調査により、全国約3分の2の保険者で同様の誤りがあることが判明しています。

3 追加給付対象者

対象者 51人 追加給付額 553,267円（最大82,553円、最小26円）

※介護保険法により、介護給付費の時効が2年とされていることから、追加給付対象者は国からの通知により算定誤りが判明した令和4年1月から2年遡及し、令和2年1月利用分以降の給付分を対象とした額。それ以前に関しては、今後、調査を進める予定。

4 今後の対応

対象者へお詫びのうえ、早急に追加給付の手続きを行います。

また、高額医療合算介護サービス費等、影響が考えられる制度については、継続して算定確認を行い、追加給付が必要な場合は速やかに必要な措置を行います。

5 再発防止策

現行システムについては、近日行われるバージョンアップにて不具合を修正予定です。

制度改正等に伴うシステムバージョンアップ等にあたっては、支給要件や算定数式について手計算で行ったものと突合を行う等、確認の徹底を図ります。システム保守業者に対して、原因、ミスが起こった過程等について検証し、内部チェック体制の確保、適正な保守業務が実施できる体制を求めてまいります。

問い合わせ先：保健福祉部介護保険課
課長 川目 昌竜
TEL：019-651-4111（内線 3530）